

## 公立鳥取環境大学無料職業紹介事業の業務運営規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第92号

### (目的)

第1条 この規程は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条の2の規定に基づき、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)の学生及び卒業生に対して、無料の職業紹介を行うことにより、それぞれの学生及び卒業生に適応した職業選択の促進を図ることを目的とする。

### (求人)

第2条 本学は次の各号に該当する場合を除き、全ての求人を受理する。

- (1) 申込みの内容が法令に違反しているとき。
  - (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しないとき。
  - (3) 賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であるとき。
- 2 求人の受理にあたっては、所定の求人票に労働条件等の明示があれば受理する。

### (求職)

第3条 本学は求職申込みの内容が法令に違反している場合を除き、本学学生及び卒業生の全ての求職を受理する。

- 2 求職の申込みは、所定の求職票に記入して行う。

### (紹介)

第4条 求職者には各自の希望と能力に応じた適切な職業への紹介を行うものとする。

- 2 求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状(推薦書)による。
- 3 労働争議(同盟罷業又は作業所閉鎖)中の事業所に対する紹介は争議が解決するまで行わない。

### (取扱者の秘密の厳守・均等待遇)

第5条 本学は、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報は全て秘密としてこれを他に漏らさないものとする。

- 2 本学は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導及び紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地及び従前の職業等を理由として、職業紹介及び就職指導について差別的な取り扱いは一切行わないものとする。

### (職業紹介業務担当者)

第6条 学長は、学長に代わって職業紹介事業に関する業務を担当する者(職業紹介業務担当者)を職員の中から選任することができる。

### (使用する帳票の種類)

第7条 本学には、求人票、求職票及び紹介状（推薦書）を備え置くものとする。

2 求人票には次の項目を含めるものとする。

- (1) 受付年月日
- (2) 求人者名及び所在地
- (3) 代表者役職・氏名
- (4) 採用事務担当者の役職・氏名
- (5) 事業所内容等事業所の概要
- (6) 求人数
- (7) 求人の条件（職種、仕事の内容、賃金、就業場所、雇用期間、就業時間、所定時間を超える労働の有無、休日、加入保険等、福利厚生）
- (8) 応募資格
- (9) 応募書類
- (10) 応募受付期間
- (11) 選考方法
- (12) 選考日時・場所

3 求職票には次の項目を含めるものとする。

- (1) 受付年月日
- (2) 求職者の氏名
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 現住所
- (6) 所属学科
- (7) 取得資格
- (8) 就職希望の条件
- (9) 職業相談状況
- (10) 就職紹介状況

4 紹介状（推薦書）には次の項目を含めるものとする。

- (1) 推薦年月日
- (2) 求人者氏名
- (3) 求職者氏名（学科、生年月日）
- (4) 学長氏名
- (5) 学長印
- (6) 職種

（大学への報告）

第8条 紹介した求職者の採用又は不採用を求人者が決定した場合は、求人者・求職者双方からその結果を本学に対して報告を求めるものとする。

（公共職業安定所への報告）

第9条 公共職業安定所の要請により職業紹介状況等の報告を行うものとする。

(職業紹介事業の運営)

第10条 本学の職業紹介事業に係わる運営は職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、無料職業紹介事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。